

資料6

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201200938 平成25年1月26日(東京都) 平成25年2月21日	電気こんろ	(火災) 異臭に気付き確認すると、当該製品の上に置かれた可燃物(ペットボトル)を焼損する火災が発生していた。	<p>○当該製品は一口こんろで、スイッチ部は前面にあり、ヒーターの上に、絵の具等が入った樹脂製の籠が載せてあった。</p> <p>○ヒーターの表面には、籠や絵の具の溶融物が付着しているが、ヒーター周辺及び側面の化粧板に焼損した痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の出力は6段階で、事故調査時のつまみの目盛りは「2」の位置で、電源ONの状態であった。</p> <p>○つまみの頭部は、化粧パネルから約2mm突き出していた。</p> <p>○当該製品の本体に、出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は、児童施設で不特定多数が触れるところに設置されていた。</p> <p>●当該製品の上に置かれた可燃物が焼損したものと推定されるが、スイッチが入った原因が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
2	A201201009 平成25年1月23日(千葉県) 平成25年3月11日	鍋	(重傷1名) 当該製品を使用中、取っ手が回転して鍋の湯がこぼれ足にかかり、火傷を負った。	<p>○使用者がテーブルの上に置いてあった当該製品の取っ手を持って上に持ち上げたところ、取っ手の根元が回転し、入っていた汁物がこぼれて両足にかかった。</p> <p>○当該製品の使用期間は約1年とされており、鍋内底の一部が摩耗していたほか、鍋底の受熱部にも塗装の剥がれが認められた。</p> <p>○取っ手を鍋部に取り付けている金具には、油や汚れが付着していた。</p> <p>○樹脂製の取っ手の先端部には切り欠きが成形されており、切り欠きを鍋側の取付金具の突起部に引っ掛けることで、取っ手が回転しないようにする構造となっていたが、切り欠きの一部が破損して取っ手が回転する状態になっていた。</p> <p>○破損した取っ手の樹脂は、焼けて膨れており、一部が炭化していた。</p> <p>○当該製品は分解、破壊不可であったため、取っ手の破損部の破面観察や、取っ手部の樹脂の化学的な分析は実施できなかった。</p> <p>●当該製品の鍋底から炎がはみ出すなどして取っ手部先端が過熱され、樹脂の強度が低下して切り欠きが破損したために、鍋部が回転して事故に至った可能性が考えられるが、当該製品の取っ手部の樹脂組成が分析できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A201300049 平成25年3月22日(宮城県) 平成25年4月19日	電気ストーブ	(火災) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生 した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は全体的に著しく焼損していた。 ○当該製品内部から出火した痕跡は認められなかった。 ○転倒時OFFスイッチが作動したか否かは確認できなかった。 ○当該製品はヒーター面を下向きにして倒れていた。 ○当該製品の周辺には衣類等の可燃物が散乱していた。 ●当該製品は焼損が著しく、詳細な使用状況も不明なことから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。 	
4	A201300053 平成25年2月26日(群馬県) 平成25年4月22日	除湿機	(火災) 建物を全焼する火災 が発生し、現場に当 該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は焼損が著しく、樹脂製部品は焼失し、電源コードの一部と送風用モーターは確認できなかった。 ○残存していた電源コードとゼオライトローター駆動用モーターのリード線に熔融痕が認められた。 ○制御基板は焼損が著しく、原形をとどめていなかった。 ○当該製品は延長コードを介して壁コンセントに接続されていたが、延長コードに熔融痕等の異常は認められなかった。 ○当該製品は常時運転されていた。 ●当該製品は焼損が著しく、確認出来ない部品があり、事故時の詳細な状況も不明なことから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。 	
5	A201300055 平成25年3月28日(東京都) 平成25年4月22日	電気ストーブ(オイルヒーター)	(火災) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生 した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の下部より上部に著しい焼損が認められた。 ○当該製品のヒーターの抵抗値は正常であった。 ○当該製品の電源スイッチの焼損が著しいため、運転状況の確認は出来なかった。 ○電源スイッチOFF状態でも電圧が印加されている部品はタイマーであるが、回収された残存物にタイマーと特定できるものは確認できなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、確認できない部品もあることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
6	A201300075 平成25年3月31日(香川県) 平成25年4月30日	換気扇(床下用)	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○当該製品が使用されていた床下の焼損が著しかった。</p> <p>○事故現場は焼損が著しく、床下の配線方法は不明であった。</p> <p>○当該製品のコンデンサーは確認できなかった。</p> <p>○残存する換気扇の配線に溶融痕は認められず、内部のファンモーターのコイルにも異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の残存した電気部品には出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認出来ない部品もあることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:約7年
7	A201300080 平成25年4月22日(埼玉県) 平成25年4月30日	プラズマテレビ	(火災) 当該製品で視聴中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の変換アダプター(3極から2極への変換(当該製品付属品))の栓刃は溶融していたが、内部に異常は認められなかった。</p> <p>○変換アダプターを接続していた延長コード側の差し込み口は、焼失していた。</p> <p>○当該製品本体、電源コード、電源プラグに異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の付属品の変換アダプターの栓刃が溶融していることから、延長コード側差し込み口付近で接触不良が生じて異常過熱し、出火に至ったものと推定されるが、栓刃の溶融が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	A201300090(テーブルタップ)と同一事故
8	A201300090 平成25年4月22日(埼玉県) 平成25年5月7日	テーブルタップ	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○事故発生時、当該製品には、AVアンプ、DVDプレーヤー、プラズマテレビ(変換アダプター:3極から2極へ変換)が接続されていた。</p> <p>○AVアンプ、DVDプレーヤー、プラズマテレビ(変換アダプター)が接続されていた刃受金具は一部焼失していた。</p> <p>○プラズマテレビ(変換アダプター)が接続されていた差し込み口の外郭樹脂は焼失していたが、AVアンプ、DVDプレーヤーが接続されていた差し込み口の外郭樹脂に、出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品のフィルター回路基板及び未使用の差し込み口に異常は認められなかった。</p> <p>○変換アダプターの栓刃に溶融が認められたが、変換アダプターの内部に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の差し込み口が焼失していることから、接続部で接触不良が生じて異常過熱し、出火に至ったものと推定されるが、接続部周辺の焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	A201300080(プラズマテレビ)と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
9	A201300094 平成25年4月24日(東京都) 平成25年5月8日	ACアダプター(ノートパソコン用)	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は焼損が著しく、基板上の部品の一部が焼失等により確認できなかった。 ○ACコードは断線していたが、断線箇所には溶融痕は認められなかった。 ○残存した電子部品には、出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品の近傍にあった業務用端末等の焼損も著しかった。 ●当該製品の焼損が著しく、外部からの延焼により焼損した可能性も考えられるが、部品の一部が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	A201300088(延長コード)と同一事故
10	A201300111 平成25年4月17日(千葉県) 平成25年5月14日	踏み台(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、転倒し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用期間10年と推定される当該製品は、工場での作業に用いられていた。 ○使用者は、当該製品の横長天板(幅940mm、奥行き300mm)に乗って作業をしていた。 ○当該製品は平坦なアスファルトの上に設置されていた。 ○使用者は、ぐらつきを感じたため一度降り、脚部の止め金具をかけて再度当該製品に乗ったところ、約1分後に製品がぐらついて転倒した。 ○当該製品の天板と脚の接続部が外れており、脚と天板を接続している金具の取付リベット8本が全て破断していた。 ○破断したリベットの破断面には、疲労破壊の痕跡は認められず、強いせん断負荷による傷が認められた。 ○脚部と天板の関節部分が事故品と同じ構造の類似品の片側脚面を折り畳んで、天板が斜めになるように床面に設置し、脚面を折り畳んでいない側の天板端部付近に150cmの高さから質量30kgのおもりを落下させたところ、リベットが破断して脚面が外れた。また、破断したリベットの破断面は、当該製品のリベットの破断面と同じ特徴を示した。 ○同等品の製品強度は、軽金属製品協会の基準に合格していた。 ○当該製品に使われていたリベットの検査記録は確認できなかった。 ●当該製品は、事故以前に衝撃的な力が天板と脚面の接合部付近に加わったことで、固定用のリベットが損傷又は一部が破断し、使用者が天板に乗った際に、脚に力が加わってリベットが完全に破断し、事故に至った可能性が考えられるが、事故以前の使用状況が不明で、当該製品やリベットの品質に関する記録も確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
11	A201300137 平成25年5月17日(千葉県) 平成25年5月22日	テーブルタップ	(火災) 当該製品に複数の電気製品を接続して使用したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は4つ口のテーブルタップであり、各々の差込み口にスイッチが設けられていた。</p> <p>○当該製品は、水槽付近で使用されていた。</p> <p>○事故発生時において当該製品に接続されていた機器の定格消費電力の合計は、当該製品の使用可能な最大電力(1500W)を下回っていた。</p> <p>○水槽用ヒーターが接続されていた箇所におけるスイッチ部付近において、タップ内部の接地側金具及び非接地側金具が、両極ともに一部焼失していた。</p> <p>●当該製品の差し込み口から水・ホコリ等が浸入したことにより、充電部金具両極間でトラッキング現象が生じて、出火に至ったものと推定されるが、当該製品内部の接地側金具及び非接地側金具の焼失が著しく確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
12	A201300179 平成25年5月27日(福島県) 平成25年6月6日	電子レンジ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は前面のドアの右側及び操作パネルを中心に全体的に焼損が認められた。</p> <p>○内部配線に短絡痕が3箇所認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。</p> <p>○ノイズフィルター基板及び基板上のコンデンサーは著しく焼損していた。</p> <p>○ドアスイッチ、ラッチスイッチ等の各接点に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品のノイズフィルター基板及び基板上のコンデンサーが著しく焼損しており、内部配線の熔融痕が一次痕か二次痕か特定できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
13	A201300186 平成25年5月25日(奈良県) 平成25年6月10日	エアコン	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○電気部品のうち、電源プラグ、内部基板、内部配線等が確認出来なかった。</p> <p>○電源コードは全長220cm中、機器側の160cmが残存しており、数力所で断線し熔融していたが、電気痕か熱痕かの特定はできなかった。</p> <p>○残存していた電気部品(ファンモーター、トランス、電源スイッチ)を確認したところ、発火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、残存していた電気部品に発火の痕跡は認められなかったが、当該製品の焼損が著しく、内部基板等未確認の部品が多数あることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:19年

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
14	A201300193 平成25年2月27日(東京都) 平成25年6月13日	電気マット	(火災) ベッド上で当該製品の上にクッションを置いて、使用したまま外出し戻ったところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の右半面に焼損が認められた。 ○使用者は、当該製品本体の上に大きめのクッション(ぬいぐるみ)を置き、当該製品の電源スイッチを入れたまま、放置し外出した。 ○ヒーターに短絡した痕跡は、認められなかった。 ○サーモスタットの接点は、確認できなかった。 ○再現試験の結果、布団や枕などを事故同等品の本体の一部にかぶせ長時間放置すると、サーモスタットが温度を正常に検知できず、本体とかぶせた物の間に蓄熱し、高温(約80℃)になることが認められたが、発火は再現しなかった。 ○取扱説明書には、「通電したまま放置しない」旨、記載されていた。 ●当該製品が局所的に過熱される可能性は認められたが、発火に至る事象が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
15	A201300201 平成25年5月30日(神奈川県) 平成25年6月17日	リチウムイオンバッテリー	(火災) 当該製品を他社製の接続機器(USB変換器)を介してコンセントに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品及び周辺が焼損していた。 ○当該製品内部の基板の焼損が著しく、下部分が焼失していた。 ○当該製品内部のリチウムイオン電池は、膨張等の異常は認められなかった。 ○当該製品の詳細な使用状況を確認することはできなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、詳細な使用状況も確認できないため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
16	A201300214 平成25年6月4日(兵庫県) 平成25年6月26日	携帯電話機	(火災) 当該製品を充電中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○外郭樹脂は全体的に焼損していた。 ○内部基板に欠損等の著しい焼損箇所は認められなかった。 ○バッテリー内部の負極側電極板に、短絡が生じた痕跡は認められなかったが、正極側電極板は細切れの状態であり、短絡痕の有無を特定することはできなかった。 ○バッテリー内部にある保護回路基板は未回収のため確認できなかった。 ●当該製品は、バッテリー内部の負極板にショート痕は認められなかったが、保護回路基板が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
17	A201300279 平成25年6月12日(群馬県) 平成25年7月23日	電気フライヤー	(火災) 当該製品を使用中、その場を離れ戻ったところ、当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生していた。	<p>○当該製品のなべ底の中心に溶接された固定用のシャフトは、なべ底の根元の溶接部上部で破断しており、破断面に変形(凹凸)が認められた。</p> <p>○焼損した残存物の中に破断したシャフト及びナットは確認出来なかった。</p> <p>○当該製品の温度ヒューズ及び湯温調節用、サーモスタットは、なべ側面にバネの弾性力により押しつけられる構造であった。</p> <p>○温度ヒューズは溶断しており、油温を調節するサーモスタットの接点に溶着等の異常は認められなかった。</p> <p>○事故以前から温度調節つまみを回しても、温度が不安定であった。</p> <p>●当該製品のなべを固定するシャフトの破断により、サーモスタット及び温度ヒューズがなべ側面に十分に押し付けられず、正確な油温を検知できなかったため、油が過加熱し、発火に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明であり、破断したシャフト等も回収されていないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
18	A201300303 平成25年7月19日(神奈川県) 平成25年7月30日	照明器具(センサー付)	(火災) 住宅の外壁に設置された当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の電源基板及びコントロール基板は焼失し確認できなかったが、残存部品に出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品のハロゲンランプは残存していた。</p> <p>○当該製品は使用者が購入時に指定の木ネジによる固定ではなく、雨といに樹脂製の結束バンドで固定し6年間使用していた。</p> <p>○事故同等品の使用時の前面ガラスの温度は234℃であった。</p> <p>○取扱説明書には、木ネジで固定する旨、不安定な場所への設置は落下による火災の原因になる旨、記載されている。</p> <p>●当該製品を固定していた結束バンドの劣化により当該製品が落下した際にセンサー機能が働きハロゲンランプが点灯状態となって発熱し周辺の可燃物に接触したため出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく確認出来ない部品もあることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
19	A201300316 平成25年6月15日(福岡県) 平成25年8月5日	電気衣類乾燥機	(火災) 倉庫を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○当該製品の焼損は著しく、火災時の落下物によりつぶれた状態であり、プリント基板が確認できなかった。</p> <p>○確認できた電気部品や電源コードに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は農家で使用した衣類等を洗濯した後に乾燥するため使用しており、洗濯物に油等が付着した可能性はないと推定される。</p> <p>○電源コード及び接続していた延長コードに溶融痕は認められなかった。</p> <p>●当該製品の焼損が著しく、確認出来ない部品もあることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。</p>	
20	A201300328 平成25年7月25日(神奈川県) 平成25年8月8日	浴槽用温水循環器	(火災) 当該製品を作動させたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品のポンプに搭載した制御ケース内のプリント基板のパターン間が焼損していた。</p> <p>○当該製品のポンプは、浴槽側面板の内側に設置されており、ポンプの設置位置の真上付近にある浴槽側面板の一部がパッキンごと破損していた。</p> <p>○ポンプ本体表面及び制御ケース表面に水垢が付着していたが、ポンプ本体の構成部品やモーター巻線などに異常は認められなかった。</p> <p>○ポンプに取り付けられた制御ケースは、充てん材でプリント基板の防水処理を施されていたが、プリント基板が充てん材ごと制御ケースから浮き上がり、制御ケース内部に水垢が堆積していた。</p> <p>●当該製品のポンプ部のプリント基板に水が浸入したために、プリント基板のモーターの電源部とグラウンドのパターン間にトラッキング現象が生じたものと考えられるが、プリント基板に施された防水処理が適切であったか、また、被水の原因と考えられる浴槽側面板の破損時期や原因も特定できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
21	A201300331 平成25年8月1日(広島県) 平成25年8月8日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の機械室内部が著しく焼損していた。</p> <p>○機械室内部の配線の断線部に溶融痕が認められた。</p> <p>○機械室内部の電装部品に出火痕跡は認められなかった。</p> <p>○機械室の底面プレート上から小動物のふんと思われる異物が認められた。</p> <p>●当該製品は機械室内部から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、小動物が関与した可能性もあることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
22	A201300366 平成25年8月12日(福岡県) 平成25年8月26日	エアコン	(火災) 当該製品の電源コード及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の電源プラグ付近の焼損が著しい状態だった。 ○当該製品の電源プラグ付近の電源コードが断線し、電源コードの断線部や電源プラグの栓刃カシメ部近傍に溶融痕が認められた。 ○当該製品の電源コードは、回収時に途中で切断されていたため、電源コードの一部が確認出来なかった。 ●当該製品の電源プラグ付近から出火したものと推定されるが、電源コードの一部が確認できず、電源コードが断線して溶融痕ができた経緯が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:不明 (製造時期から13年と推定)
23	A201300377 平成25年8月12日(香川県) 平成25年8月28日	延長コード	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品にはマルチタップ(3口)を介して電気ポットが接続されていた。 ○当該製品の刃受けとマルチタップの栓刃に溶融痕が認められた。 ○マルチタップの刃受けと電気ポットの電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のタップとマルチタップの栓刃との間で接触不良等が生じて過熱したため出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
24	A201300379 平成25年8月16日(宮城県) 平成25年8月29日	電気ポンプ(井戸用)	(火災) 畜舎の一部を焼損する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品内部の電装箱付近の焼損が最も著しく、電装箱本体が焼失していた。 ○当該製品周辺にワラが散在していた。 ○モーター巻線に焼損は認められず、ローター及びシャフトに変形や破損は認められなかった。 ○凍結防止セラミックヒーターは原形をとどめており、ヒーターから繋がる配線は被覆が残存していた。 ○当該製品は常時通電していた。 ●当該製品の残存部品に出火に至る異常は認められなかったが、電装箱が完全に焼失しているため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
25	A201300406 平成25年7月17日(大阪府) 平成25年9月5日	椅子(ソファ、ベ ッド兼用)	(重傷1名) 当該製品をベ ッドからソ ファに戻す際 、当該製品 の座面・背 もたれ部に 右手指を挟 み、負傷し た。	<p>○使用者が当該製品をベッドの状態からソファに戻す際、本体横の隙間の生地を整えようとしたときに指を挟んだとの連絡があった。</p> <p>○使用者がどのような体勢でどこに指を挟んだかについては、詳細な情報は得られなかった。</p> <p>○当該製品に破損や変形等の異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品で手を挟む可能性のある部位は、座面と背もたれを連結する側面のギア部のみであった。</p> <p>○ギア部はソファからベッド状態にする際に間隔が狭まり手を挟むことは考えられるが、ベッドからソファ状態にするときに挟む蓋然性はないことを確認した。</p> <p>○ギア部を覆っている生地は当該製品を開閉する際(長さに余裕があるため)若干はみ出すことがあることを確認した。</p> <p>○当該製品の形状を変えながらはみ出した生地を整える場合、当該製品の短辺側に立つことになり、そのときの座面持ち上げに必要な操作力を考慮すると、かなり操作し難い動作であることを確認した。</p> <p>○ギア部には「指はさみ注意」の警告シールが貼付されていたものの、ギア部は当該製品の生地に覆れた状態にあり、警告表示は外観上隠れた位置にあった。</p> <p>●当該製品で手を挟む可能性のある部位は、座面と背もたれを連結する側面のギア部のみであったが、使用者証言のベッドからソファ状態にする操作ではギア部で手を挟む蓋然性はなく、使用状況の詳細が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
26	A201300416 平成25年8月30日(東京都) 平成25年9月12日	発電機(携帯型)	(火災) 工事現場で当 該製品を使 用後、しば らくして当 該製品を焼 損する火災 が発生した。	<p>○当該製品は、キャブレター周辺の焼損が著しく、キャブレターと接続する樹脂製エアクリーナーは、キャブレター接続側での焼損が著しかった。</p> <p>○燃料漏れは認められなかった。</p> <p>○エンジンの回転状態に異常は認められなかった。</p> <p>○点火コイルの取付状態や作動状況は確認できなかった。</p> <p>○当該製品の点検・整備状況は確認できなかった。</p> <p>●当該製品は、エンジン内部の燃料気体が、キャブレター側で燃焼する逆火が生じたことで、キャブレター側と接続するエアクリーナーに着火したものと推定されるが、点火コイルの作動状況が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
27	A201300436 平成25年8月23日(東京都) 平成25年9月24日	携帯型音楽プレーヤー	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のバッテリーに異常発熱した痕跡が認められた。 ○当該製品は本体下部のヘッドホン端子側が膨らんでおり、端子付近での焼損が著しかった。 ○バッテリーは本体内部で、ヘッドホン端子側にずれて片寄っていた。 ○当該製品の外郭に凹み等の過大な外力が加わった痕跡は認められなかった。 ●当該製品のバッテリーが中央部からずれて片寄ったため、バッテリーが圧迫されて変形したことにより、内部短絡が生じ、バッテリーが異常発熱したものと考えられるが、詳細な使用状況が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
28	A201300487 平成25年10月7日(茨城県) 平成25年10月17日	電気洗濯乾燥機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、全体の焼損が著しく、ふた等の樹脂製部品は熔融・焼失していた。 ○アンバランススイッチ等の部品が確認できなかった。 ○残存する電気部品から出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
29	A201300498 平成25年10月9日(兵庫県) 平成25年10月22日	扇風機	(火災) 社員寮で当該製品を使用したまま外出したところ、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は焼損が著しく、樹脂部分が完全に熔融し一部を除いて焼失していた。 ○電源コードは本体から長さ約8cmの位置で断線し、断線部に熔融痕が認められた。 ○モーター上に取り付けられた運転用コンデンサー及び温度ヒューズは焼失し、確認できなかった。 ○モーター軸と軸受は固着していたが、モーターの固定子巻線にレイヤショートなど発火の痕跡は認められなかった。 ○台座内部のスイッチ、タイマー、内部配線及び機体内電源コードに発火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は電源コードが短絡し出火に至った可能性も考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:26年

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
30	A201300524 平成25年9月23日(大阪府) 平成25年11月7日	折りたたみベッド	(重傷1名) 店舗で小学生が展示してあった当該製品を使用中、右手指を負傷した。	<p>○販売店に展示してあった当該製品で、使用者が右手薬指先端を骨折した。</p> <p>○事業者が保護者から確認した事故発生状況では、「フラットになっている当該製品のギア部に右手薬指が入り、引き抜こうとした。」とのことであった。</p> <p>○事故の目撃者はおらず、当該製品の設置状況の詳細は不明であった。</p> <p>○保護者立ち会いのもと被害者に事故の状況を確認したところ、「よく覚えていない。」とのことであった。</p> <p>○診断書には、「創部は鈍的な直接外力によるものとする。」と記載されていた。</p> <p>○当該製品に著しい変形は認められなかった。</p> <p>○足側脚部の正面左側に血痕が残っていたが、使用者本人のものかは確認できなかった。</p> <p>○販売事業者が確認した事故発生箇所であるギア部に血痕は認められなかった。また、開口部の寸法は、内幅約14mm、長辺方向約20mmで、バリ等は認められず、脚部の角度を変えてもすき間は変化しなかった。</p> <p>○血痕のあった脚部について、正しくセットした場合のフレームとの最小すき間は1mm以下であるが、脚部が開ききらない状態では最小5mmのすき間が確認された。</p> <p>○同等品を用いて、脚部を不完全な状態で設置した場合にできるすき間に丸棒を挟んで座面を手で押したところ、丸棒がフレームと脚パイプに挟まれ変形することを確認した。</p> <p>●当該製品において、事業者が被害者の保護者より聞き取った事故発生箇所(ギア部)に異常は認められなかったが、血痕が認められた部位に指を添えて着座すると、脚部の開き具合によっては指を挟み怪我をする可能性が考えられた。しかし、設置状況、事故発生箇所等詳細な事故発生状況が不明であるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
31	A201300543 平成25年11月4日(和歌山県) 平成25年11月14日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、 転倒し、左手首を負 傷した。	<p>○使用者(12才、男性)が当該製品に乗車してアスファルトの平坦な道をゆっくりと走行中、突然前輪がロックされて体が前方に投げ出され、左手首を骨折した。</p> <p>○当該製品は事故後に販売店で前ホークの変形が修正されていた。</p> <p>○変形が修正された前ホーク以外では、前輪の泥よけステー、リヤキャリアの変形他、荷台、前カゴ、ハンドルなどに転倒によるものと思われる擦過痕が認められた。</p> <p>○前輪のスPOークやリムに異常は認められず、前輪泥よけ内側にタイヤと干渉した痕跡も認められなかった。</p> <p>○前ホークの変形が修正された状態では前輪は問題なく回転し、横振れ縦振れともに異常は認められなかった。</p> <p>○前タイヤにはトレッドの中心に所々ゴムのバリが残っており、偏摩耗した痕跡も認められなかった。</p> <p>○ヘッドパイプ下玉押しの前後方向の隙間に差はなく、内部に圧痕もなかった。</p> <p>○ブレーキシューは溝があり、片減りもなかった。</p> <p>○当該製品に1時間程度乗車したが、前輪ロックや前ホークの変形は発生しなかった。</p> <p>●当該製品に前輪ロックに至る異常は認められなかったが、事故後に販売店で前ホークの変形が修正される前の状態が確認できなかったため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定はできなかった。</p> <p>なお、当該型番の前ホークは、JIS D9301:2013一般用自転車のエネルギー吸収試験を満足していた。</p>	
32	A201300544 平成25年10月29日(神奈川県) 平成25年11月14日	電話機(インターホン機能付き)	(火災) 建物を半焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○当該製品はカメラ付インターホンの付いた電話機システムで、1階に設置されていた当該製品のカメラ増設アダプター、ターミナルアダプター及びACアダプター付近が著しく焼損していた。</p> <p>○カメラ増設アダプターのメイン基板に局所的な焼損は認められなかったが、コントロール基板とインターフェース基板は確認できなかった。</p> <p>○モニターテレビ(電話機)及びターミナルアダプターは確認ができなかった。</p> <p>○ACアダプターは金属ケースが残っているだけで、内部基板は確認できなかった。</p> <p>●当該製品は焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
33	A201300579 平成25年10月30日(福岡県) 平成25年11月29日	電気ストーブ(ハロゲンヒーター)	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品周辺の焼損が著しい状態だった。 ○当該製品は焼損が著しく、ヒーター部や電源コード等が確認できなかった。 ○ダイオードやイオン発生器などの残存する電気部品に、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、一部の電気部品が確認できなかったため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
34	A201300617 平成25年3月2日(岩手県) 平成25年12月11日	凍結防止用ヒーター	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、設置箇所下部が焼損し、発熱部が断線、溶融痕が認められた。 ○事故現場は、断線部周辺から上方に立ち上るように周辺にススが付着していた。 ○発熱体の断線部の溶融痕は、一次痕か二次痕か特定できなかった。 ●当該製品の発熱部の断線部に溶融痕が認められ、周辺の焼損状況から当該断線箇所から出火したものと考えられるが、断線に至った経緯が特定できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
35	A201300668 平成25年12月8日(北海道) 平成26年1月6日	液晶テレビ	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は焼損が著しく、基板や金属部品の一部が残存しているのみであった。 ○当該製品周辺は居室内の他箇所に比べて焼損が著しかった。 ○当該製品の電源プラグはコンセント接続されており、リモコンで電源を切った状態であった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認出来ない部品もあることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
36	A201300863 平成26年1月16日(愛知県) 平成26年3月7日	電気ストーブ	(火災) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生 した。	<p>○当該製品を使用中、その場を10分ほど離れたところ、当該製品周辺が火災になっていた。</p> <p>○火災前、使用者は1時間ほど当該製品の前に座っていたが、異臭などの異常は感じていなかった。</p> <p>○当該製品は出窓壁面の前に設置されており、壁面、カーテンなどが焼損していた。</p> <p>○当該製品は使用者が廃棄していたため、確認できなかった。</p> <p>○当該製品を購入後、スイッチの故障など不具合はなかった。</p> <p>●当該製品が使用者により廃棄されており確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	